

## 沖縄県警察の捜査本部の運営に関する訓令

発出年月日：平成2年11月7日  
文書番号：沖縄県警察本部訓令11  
公表範囲：概要

この訓令は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。）第22条に基づき、重要犯罪又はその他の事件の発生、社会的反響の大きい事件又はこれに発展するおそれのある事件の発生に際して、捜査本部を開設する基準及びその効率的な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。